

上田市国土強靱化地域計画策定委員会

(第 1 回)

2021(令和 3)年 1 月 2 7 日

上 田 市

上田市国土強靱化地域計画策定委員会

(第1回)

令和3年1月27日(水)

13:30～

上田駅前ビル「パレオ」2階 会議室

議 事 次 第

1 あいさつ

2 委員の委嘱について

3 自己紹介(委員、オブザーバー)

4 市出席者の紹介

5 会長・副会長の選任について

6 議 事

(1) 会議の公開について

(2) 説明等

資料1 委員会設置要領について

資料2 上田市国土強靱化地域計画の策定方針について

資料3 国土強靱化地域計画について概要説明

(3) 本日御議論いただきたい論点

① 「目標」について

② リスクシナリオ(最悪の事態)の設定について

7 閉 会

上田市国土強靱化地域計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 上田市国土強靱化地域計画の策定にあたり、有識者や地域の強靱化を担う関係団体等に連携・協力を求めるとともに専門的な見地等から幅広く意見や助言を受けるため、上田市国土強靱化地域計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 上田市国土強靱化地域計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の必要と認める事項。

(組織等)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、関係団体等の代表者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第2条の任務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部土木課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月6日から施行する。

「上田市国土強靱化地域計画」の策定方針について

1 趣旨

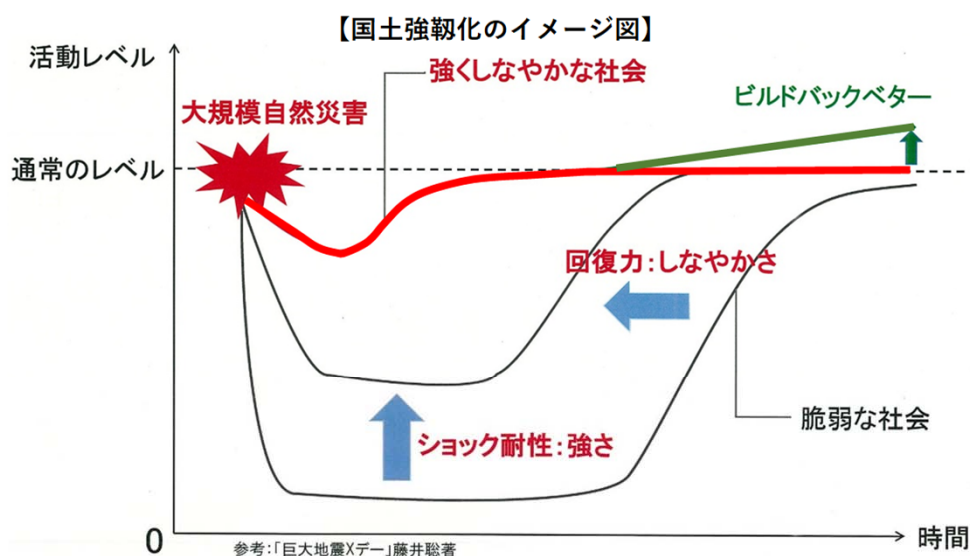
近年、気候変動に伴い、集中豪雨や大型台風など自然災害が頻発化・激甚化しており、市民の生命・財産を守る防災・減災は一層重要性を増し、喫緊の課題となっています。

本市では、令和元年に発生した東日本台風の大雨により、千曲川左岸の堤防欠損、上田電鉄別所線の鉄橋の一部崩落など、市内全域にわたり、かつてない甚大な被害を受け、早期の防災・減災に向けた取組が求められています。

このような中、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」に基づき、国が定める「国土強靱化基本計画」及び「長野県強靱化計画」との調和を保ちながら、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた、真に災害に強いまちをつくるため、「上田市国土強靱化地域計画」を策定する。

「国土強靱化」とは

- 大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。



(出典)『国土強靱化に関する担当者会議』内閣官房国土強靱化推進室

「国土強靱化の理念と基本目標」

- いかなる災害等が発生しようとも
 - ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興
- を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する。

2 計画の位置付け

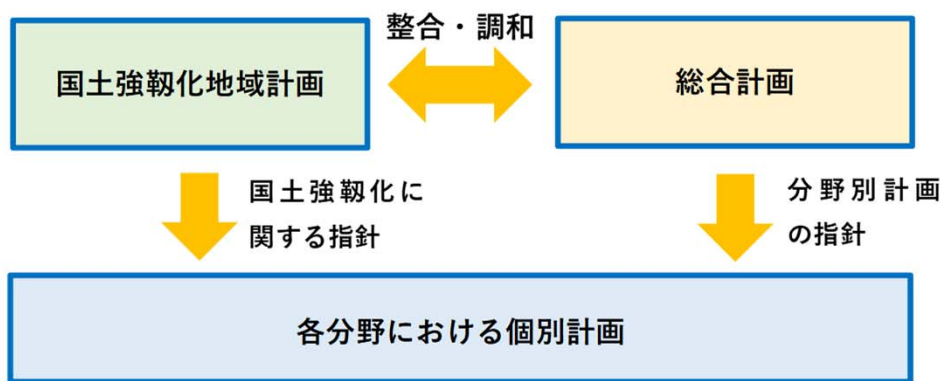
本強靱化地域計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものである。

また、策定を進めた総合計画(後期まちづくり計画)と本強靱化地域計画は、どちらも指針性を有し、分野ごとの施策を示し、施策の進捗を管理していくなど親和性があることから、総合計画との整合・調和を図り、各分野における個別計画等の指針として並列に位置づけるものとする。

○国土強靱化基本法 第13条 (国土強靱化地域計画)

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

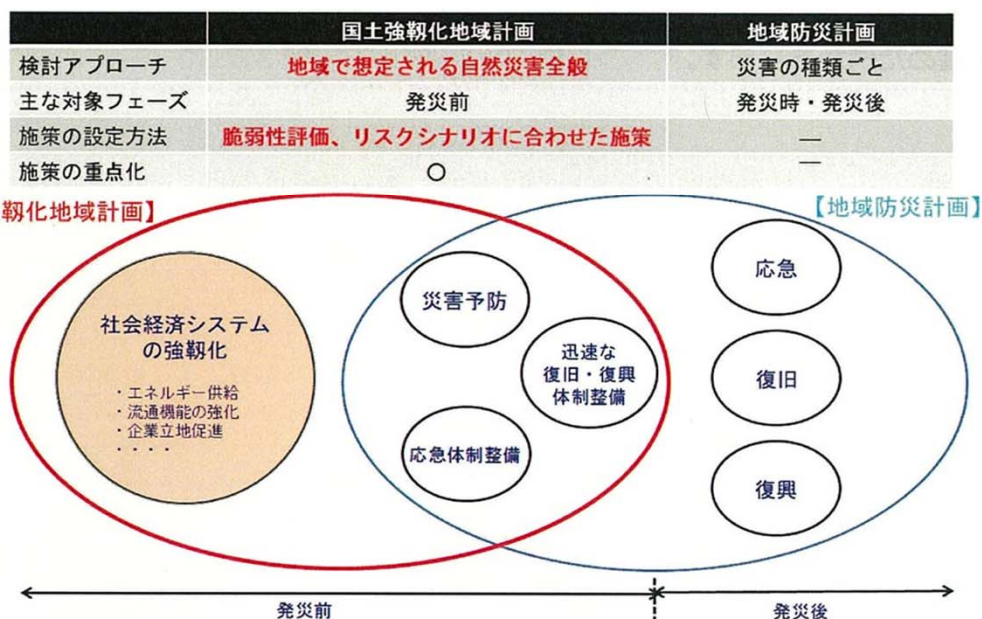
【総合計画と国土強靱化地域計画の並列化イメージ】



3 地域防災計画との関係

強靱化地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、災害基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となります。従って、地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

【国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ図】



(参考) 札幌市強靱化計画 (出典)『国土強靱化地域計画策定ガイドライン(基本編)』内閣官房国土強靱化推進室

4 計画期間

本強靱化地域計画の期間は、令和３年度から７年度までの５年間とする。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 策定体制の構築

強靱化地域計画の策定にあたっては、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)に対する施策を分野横断的に抽出するなど、作業内容が広範な部局の所掌にまたがることから、全庁的な策定体制を構築し、外部からの視点も交えて取組むものとする。

(１) 上田市国土強靱化地域計画策定委員会

国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から検討するため、市民、関係する機関及び学識経験者で構成する策定委員会を設置し、意見を伺う。

(２) 上田市防災会議 ※

強靱化地域計画の策定状況について適宜報告を行い、意見を伺う。

※ 災害対策基本法第１６条第６項及び上田市防災会議条例の規定に基づき、本市の地域防災計画の作成及びその実施を推進するとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する機関。

(３) 市議会

強靱化地域計画の策定状況について適宜報告を行い、意見を伺う。

(４) 庁内策定会議(主管課長会議)

市役所は、人命の保護、維持・早期回復が必要な(＝強靱化が必要な)重要な機能であることを念頭に置き、関係する部局は強靱化を担う庁内部局と定め、それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築するものとする。

庁内策定会議は、強靱化地域計画の策定にあたり、策定委員会・庁内部局間の連絡調整を図り、骨子や素案の検討、調整等を行う。

(５) 関係各課

強靱化地域計画の策定にあたり、脆弱性の評価、リスクへの対応方策の検討等を行い、その結果を庁内策定会議の検討等に反映させるとともに、庁内策定会議と連携・協力する。

(６) 庁内プロジェクトチーム(兼事務局)

強靱化地域計画の策定にあたり、必要な調査研究を行うため、政策企画課、危機管理防災課、土木課の事務担当者で構成するプロジェクトチームを設置する。

6 市民参画

強靱化地域計画の策定にあたっては、市民の意見を十分に把握するとともに、国土強靱化を地域に根付かせるため、市民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することができるよう、計画の策定段階から市民参加を促進する。

(1) 上田市国土強靱化地域計画策定委員会への参加

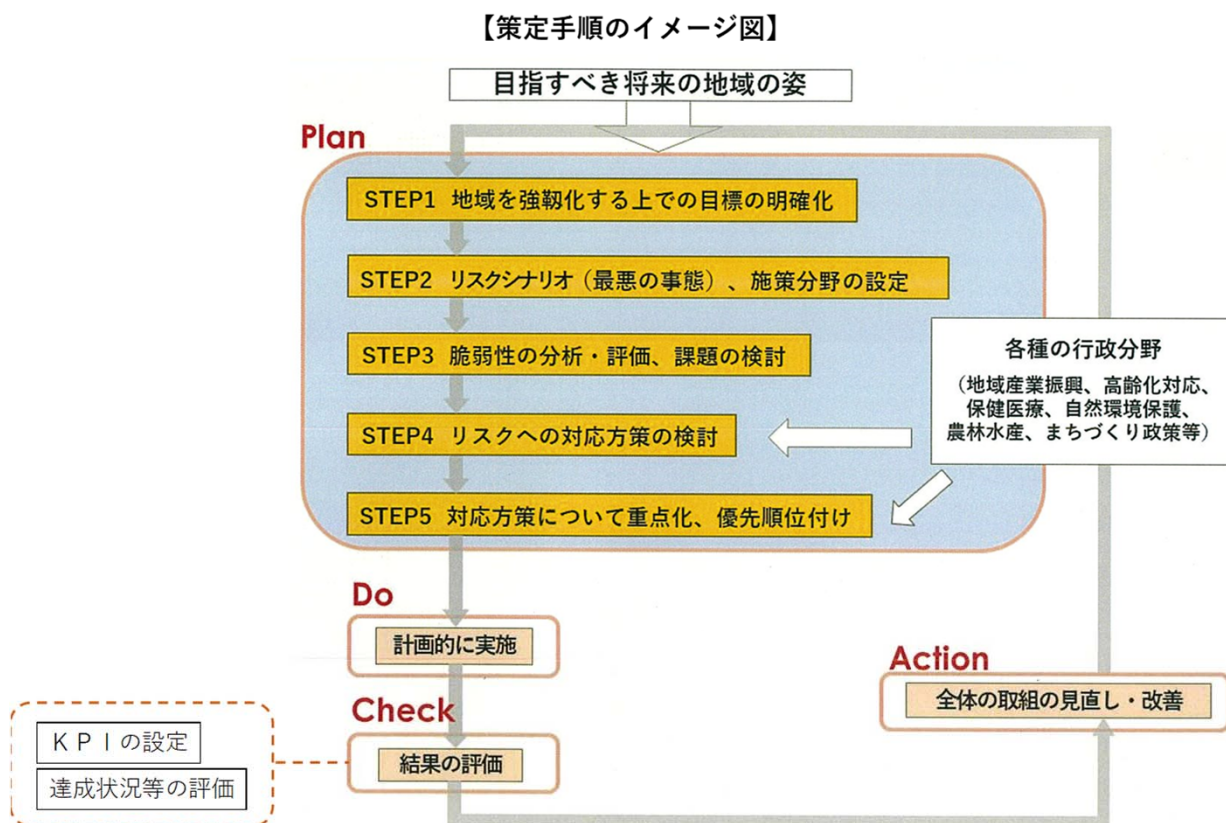
上田市国土強靱化地域計画策定委員会に委員として市民に参加いただくなど、地域の実情等を踏まえた意見を伺う。

(2) パブリックコメント

強靱化地域計画の素案について、パブリックコメントを行い、市民から広く意見を募集する。

7 策定の進め方

強靱化地域計画の策定にあたっては、国が定める「国土強靱化基本計画」及び「長野県強靱化計画」との調和を保ちつつ、強靱化計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の手順に準じて進める。



(出典)『国土強靱化地域計画策定ガイドライン(策定・改訂編)』内閣官房国土強靱化推進室

8 策定の効果

3つの(主な)メリット

1つ 被害の縮小

- ・どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる

2つ 施策事業のスムーズな進捗

- ・国土強靱化に係る各種施策事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる
- ・関係府省庁所管の補助金・交付金の優先配分(国は、「地域計画」に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、**予算の「重点化」「要件化」「見える化」「地方負担軽減」**をすることにより、地域の国土強靱化の取組を一層促進するとしている)

3つ 地域の持続的な成長を促す

- ・強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、住民や民間事業者にとっても有益

9 計画の推進（実効性の確保）

強靱化地域計画の策定後は、計画の着実な推進を図るため、毎年度、施策ごとに設定した重要業績評価指標（K P I）の達成状況等を評価するとともに、必要に応じて施策の見直しを行う等、実効性を確保する。

10 スケジュール(案)

別紙 スケジュール(案) 参照

11 参考(市町村における策定状況)

令和3年1月1日現在

	策定済	策定中	策定予定	検討中	策定予定なし
全 国	801	649	249	42	0
長野県	11	30	36	0	0

(計 1,741 市町村)

・県内の策定済市町村

松本市(H27.5)、東御市(H28.3)、伊那市(H29.3)、駒ヶ根市(H29.3)、飯島町(R2.3)、根羽村(R2.7)
麻績村(R2.10)、木島平村(R2.12)、中川村(R2.12)、木祖村(R2.12)、筑北村(R2.12)

(国・長野県の状況)

国：H25.12.11「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」
公布・施行 → 「国土強靱化基本計画(H26.6.3 閣議決定)」 → 基本法施行から5年経過 →
「国土強靱化基本計画の変更(見直し)(H30.12.14 閣議決定)」

長野県：「長野県強靱化計画(H28.3月策定)」

第1期長野県強靱化計画（計画期間：2016(H28)年度～2017(H29)年度）2年間

第2期長野県強靱化計画（計画期間：2018(H30)年度～2022(R4)年度）5年間

国土強靱化地域計画について

概要説明

1. 国土強靱化とは ～その意義～
2. 国土強靱化基本法の概要
3. 第2期長野県強靱化計画の概要
4. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方

1. 国土強靱化とは ～その意義～

※出典：令和2年12月11日

国土強靱化地域計画策定に係る説明会（長野県主催）

出前講座資料：国土強靱化地域計画について

内閣官房国土強靱化推進室



○過去の大災害を教訓に、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、最悪の事態を念頭に、平時から備えを行うことが重要。

伊勢湾台風(1959年)	阪神・淡路大震災(1995年)	東日本大震災(2011年)
多数の死者・行方不明	建築物・高架橋等の倒壊 市街地延焼火災の発生	大規模津波による被害 帰宅困難者の発生
		
伊勢湾台風の被害状況 (写真提供：愛知県)	阪神高速道路の高架橋の倒壊 (写真提供：神戸市)	消防局職員と消防団員による 行方不明者の搜索活動 (写真提供：仙台市)
「災害対策基本法」制定 「防災計画」の策定 ⇒「 防災 」概念の明確化	耐震化・密集市街地対策 自助・共助の大切さ ⇒「 減災 」の推進	ハード中心の対策の限界 防災教育などソフト対策の重要性 ⇒「 国土強靱化 」の取組

死者	4,697人	6,434人	19,533人
行方不明者	401人	3人	2,585人
負傷者	38,921人	43,792人	6,230人
全半壊家屋	153,890棟	249,180棟	401,928棟
10 被害額	約0.5兆円	約10兆円	約17兆円

近年の主な災害(平成26年～令和元年)

○近年、災害が頻発化・激甚化し、「国土強靱化」は喫緊の課題。

平成26年以降に発生した主な災害

※情報は令和元年11月18日時点

① H26.8.19からの大雨

人的被害：死者76人
※関連死等を含む
住家被害：全壊179棟、半壊217棟
主な被災地：広島県広島市
発生期間：H26.8.19～

② H26御嶽山噴火

人的被害：死者・行方不明者63人
主な被災地：長野県・岐阜県
発生期間：H26.9.27

④ H27関東・東北豪雨

人的被害：死者8人
住家被害：全壊80棟、半壊7,022棟
主な被災地：関東地方、東北地方
発生期間：H27.9.7～9.11

⑤ H28熊本地震

人的被害：死者273人
※関連死等を含む
住家被害：全壊8,667棟、
半壊34,719棟
主な被災地：熊本県、大分県
発生期間：H28.4.14・4.16

⑦ H29九州北部豪雨

人的被害：死者42人
住家被害：全壊325棟、半壊1,109棟
主な被災地：福岡県
発生期間：H29.6.30～7.10

③ H26長野県北部を震源とする地震

人的被害：重傷者10人
住家被害：全壊50棟、半壊92棟
主な被災地：長野県
発生期間：H26.11.22

⑥ H28台風第10号

人的被害：死者・行方不明者27人
住家被害：全壊502棟、
半壊2,372棟
主な被災地：北海道、東北地方
発生期間：H28.8.28～8.31

⑧ H30年7月豪雨

人的被害：死者237人
住家被害：全壊6,767棟、
半壊11,243棟
主な被災地：東海地方、近畿地方、
中国地方、四国地方
発生期間：H30.6.28～7.8

⑨ H30台風第21号

人的被害：死者14人
住家被害：全壊26棟、
半壊189棟
主な被災地：東海地方、
近畿地方
発生期間：H30.9.3～9.5

⑩ H30北海道胆振東部地震

人的被害：死者42人
住家被害：全壊462棟、半壊1,570棟
主な被災地：北海道
発生期間：H30.9.6

⑪ R1年8月の前線による大雨

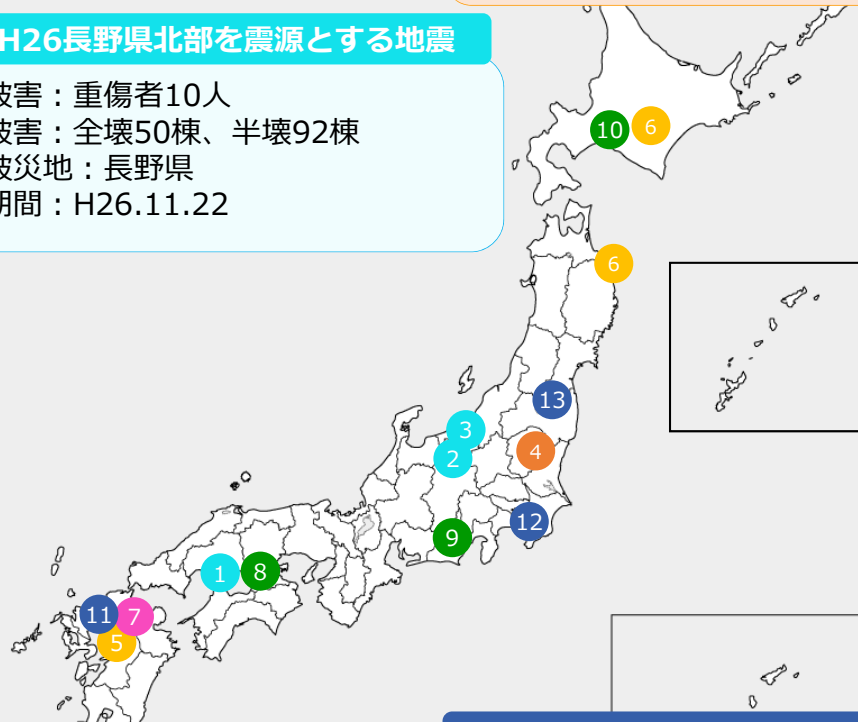
人的被害：死者4人
住家被害：全壊87棟、半壊110棟
主な被災地：佐賀県、福岡県
発生期間：R1.8.26～8.29

⑫ R1房総半島台風

人的被害：死者1人
住家被害：全壊219棟、半壊2,126棟
主な被災地：千葉県、神奈川県
発生期間：R1.9.7～9.9

⑬ R1東日本台風※

人的被害：死者98人
住家被害：全壊2,240棟、
半壊13,012棟
主な被災地：東北地方、
関東甲信越地方、東海地方
発生期間：R1.10.10～10.13、
10.24～10.26
※低気圧による大雨の被害を含む



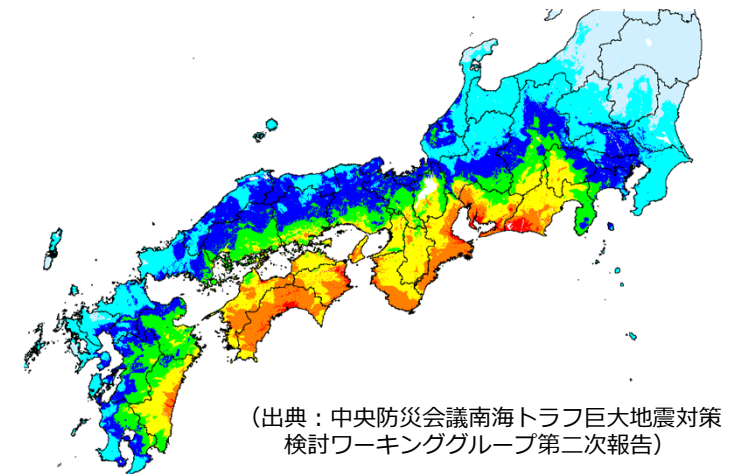
～ 国土強靱化、それは大災害から人命・財産を守ること ～

大規模自然災害による被害（推計）

	東日本大震災 (2011年)	南海トラフ 巨大地震	首都直下 地震
人的被害 (死者)	約1.9万人	最大 約32.3万人	最大 約2.3万人
資産等の 直接被害	約17兆円	約170兆円	約47兆円
生産・サービス低下 による被害を含めた場合		約214兆円	約95兆円

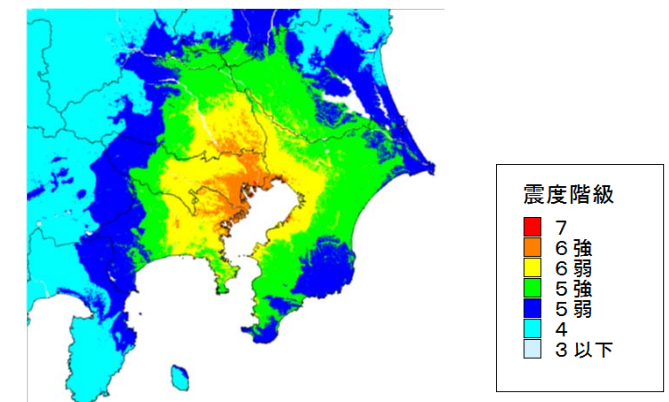
(内閣府（防災担当）資料を基に作成)

南海トラフ巨大地震震度分布 (陸側ケース)



首都直下地震震度分布

(都心南部直下地震 (M7.3))



(出典：中央防災会議首都直下地震対策
検討ワーキンググループ最終報告)

～ 世界をリードする日本であり続けるための国土強靱化 ～

リスボン大震災（1755年）

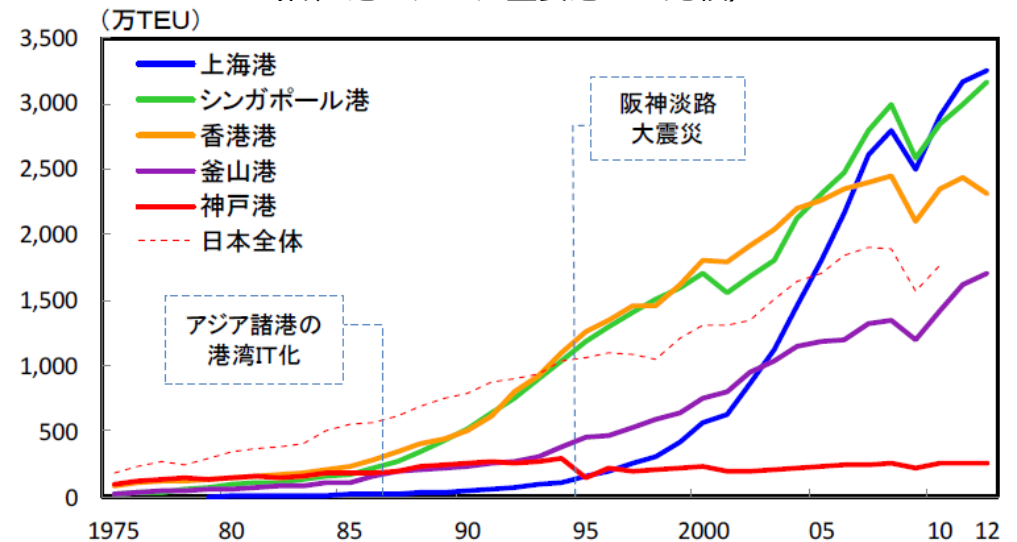
- ・地震と津波による首都リスボンの壊滅的被害はポルトガル全土にも普及
- ・リスボンの被害額は、GDPの約3割に達したとの試算も



阪神・淡路大震災（1995年）

- ・神戸港のコンテナ取扱量は、阪神・淡路大震災をきっかけに伸び悩み
- ・国内においても、1995年に横浜港・東京港に抜かれた後、首位に戻っていない

コンテナ取扱量の推移
(神戸港とアジア主要港との比較)



(出典：「神戸港の質的変貌」(日本銀行神戸支店))

- 大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対応」の繰り返しを避け、**平時から大規模自然災害に対する備え**を行うことが重要。
- 最悪の事態**を念頭に置き、**国土政策・産業政策も含めた総合的な対応**を「国家百年の大計」として行っていく必要。



国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）とは

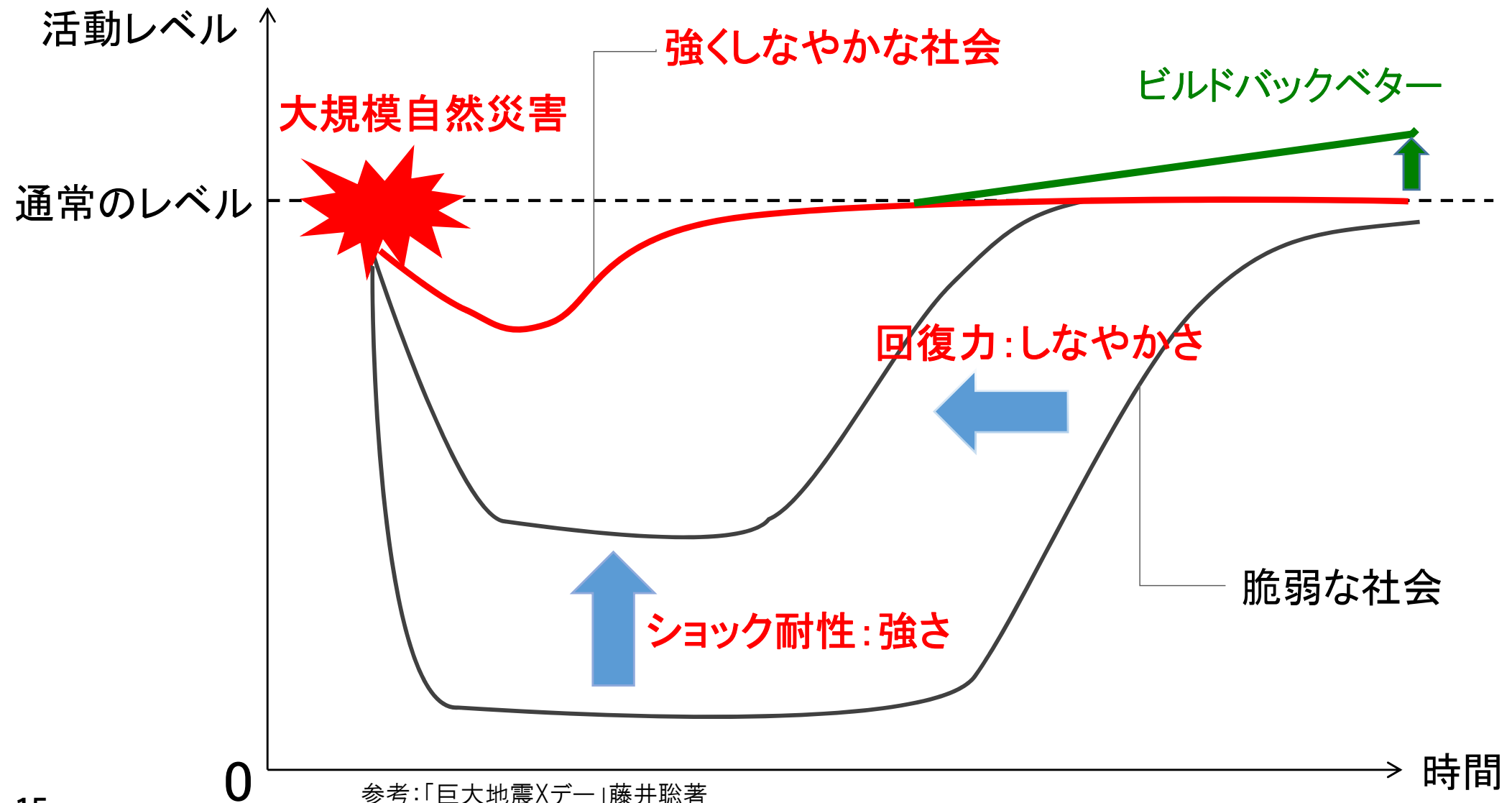
いかなる自然災害が発生しようとも、

- ①**人命の保護が最大限図られること**
- ②国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
- ③国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④**迅速な復旧・復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること

「国土強靱化」とは(強靱な社会のイメージ)

○大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築

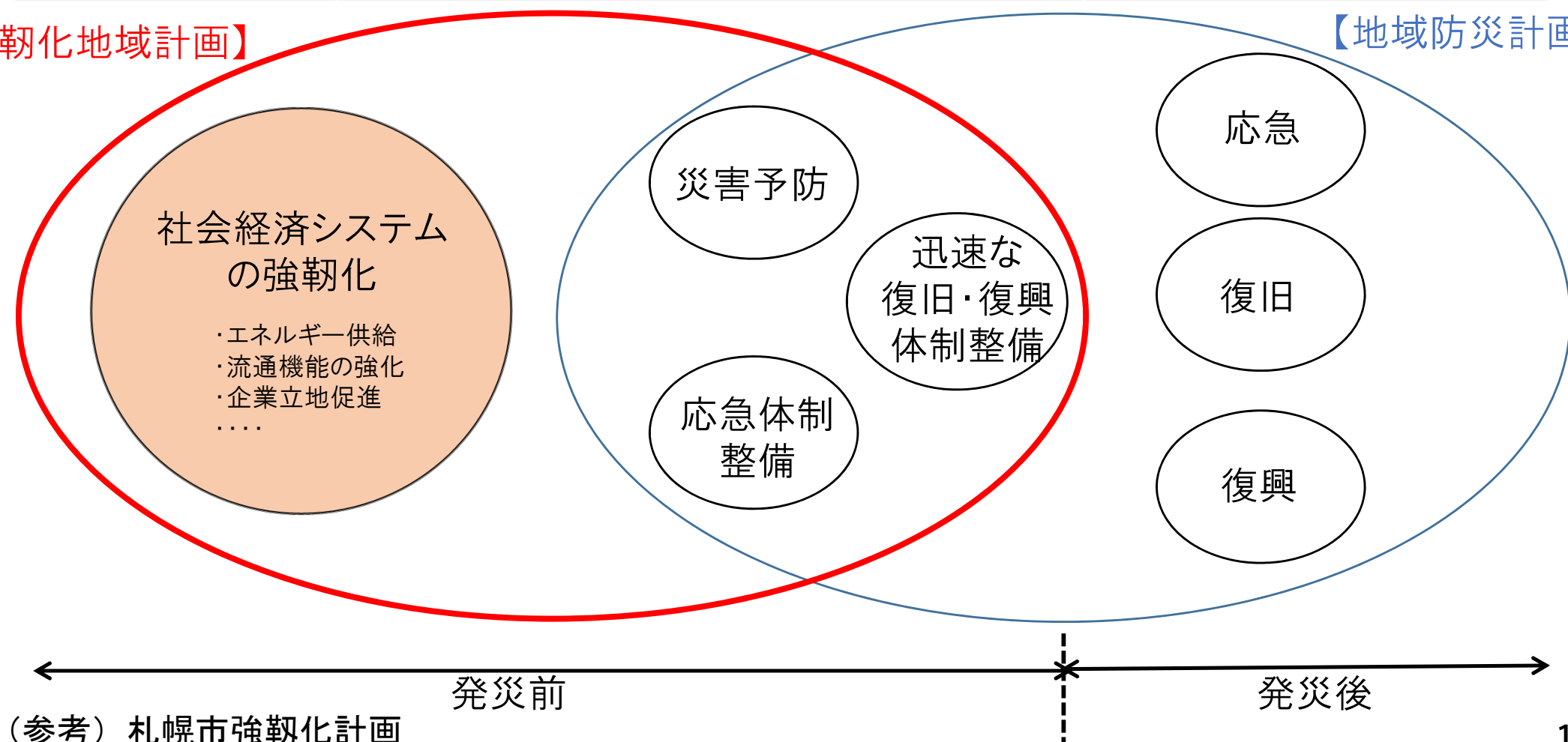


地域防災計画との比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【強靱化地域計画】

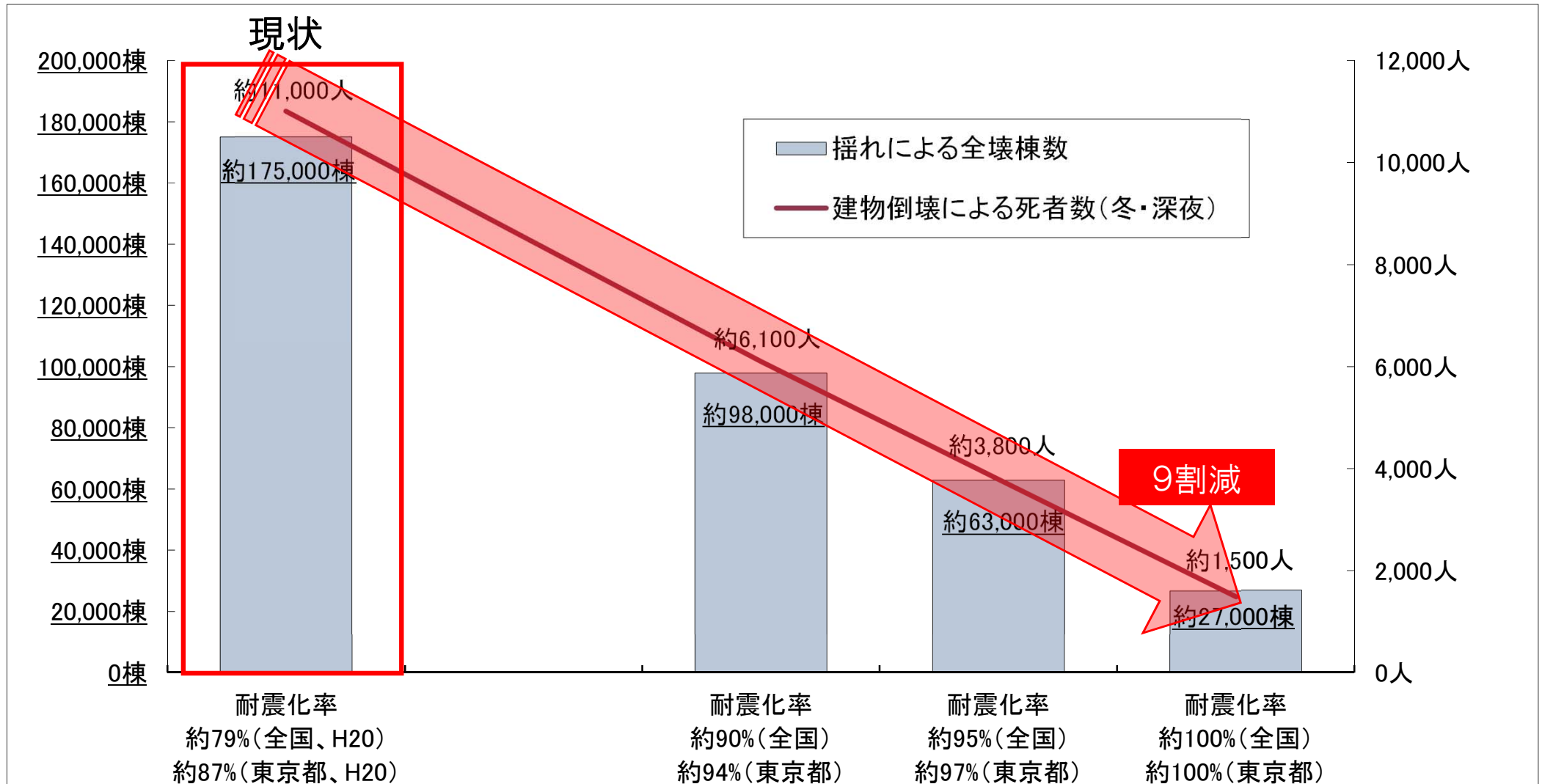
【地域防災計画】



○ 事前に適切な防災対策を行うことにより、被害は激減

首都直下地震被害の軽減効果

(耐震化率100% ⇒ 全壊棟数・死者数約9割減)

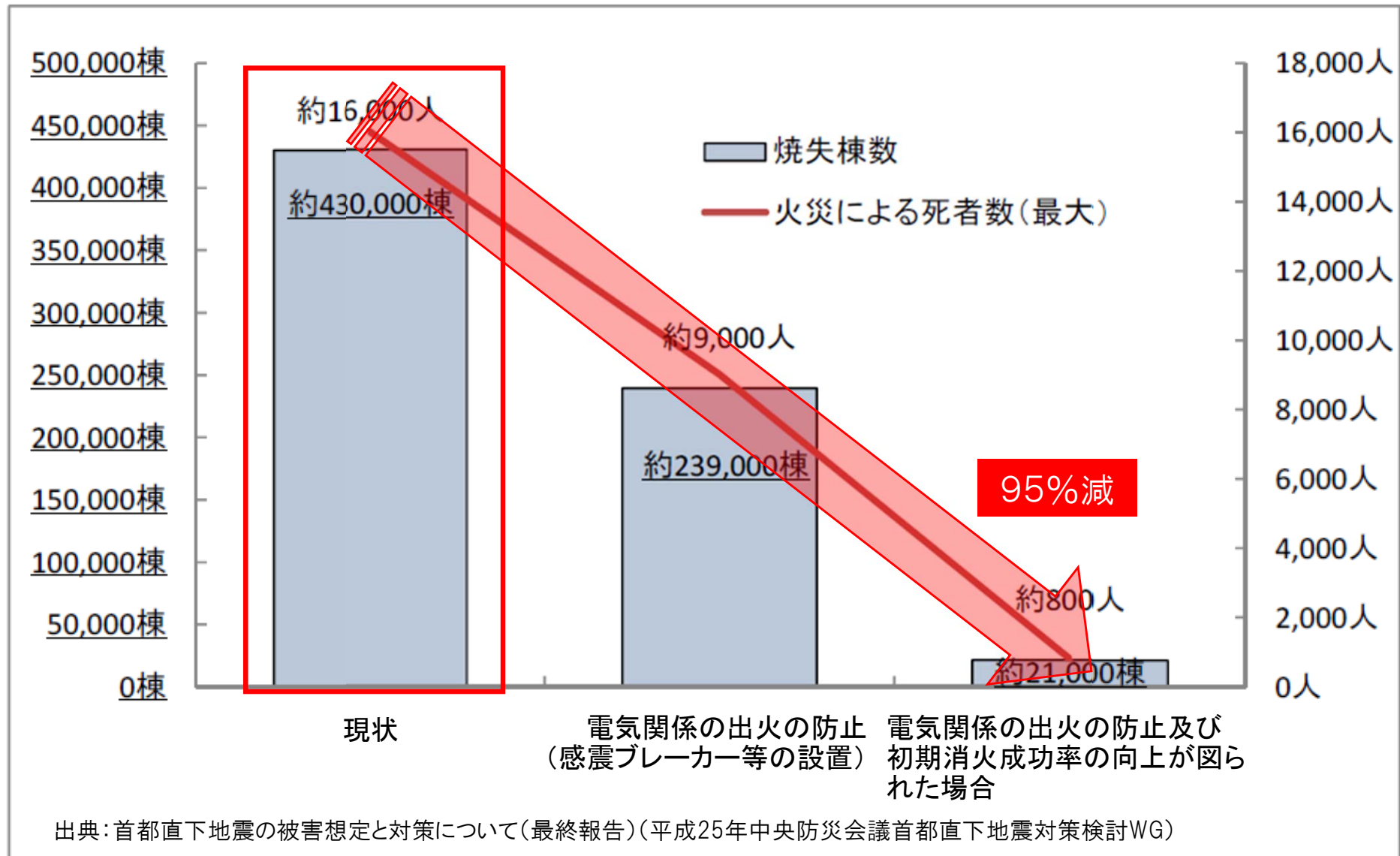


出典: 首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年中央防災会議首都直下地震対策検討WG)

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、被害はより軽減

首都直下地震被害の軽減効果

出火防止対策の強化 ⇒ 全焼失棟数・死者数**95%減**

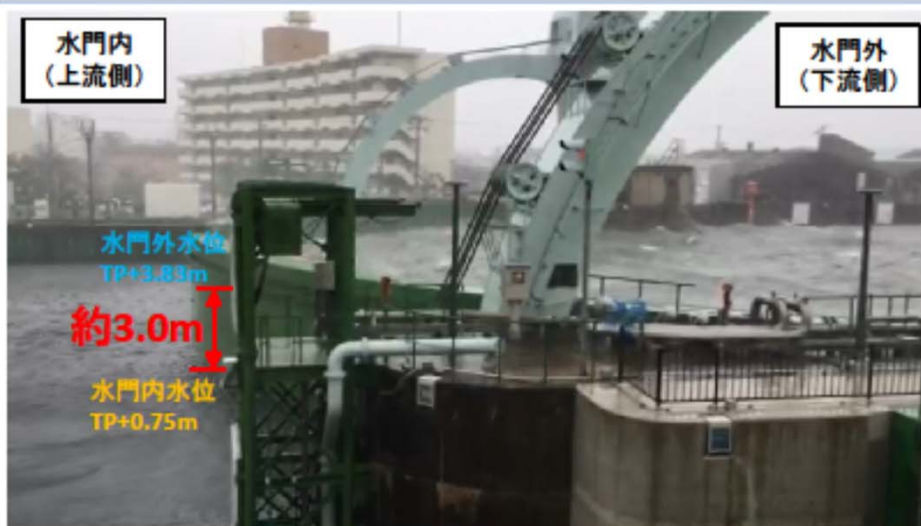
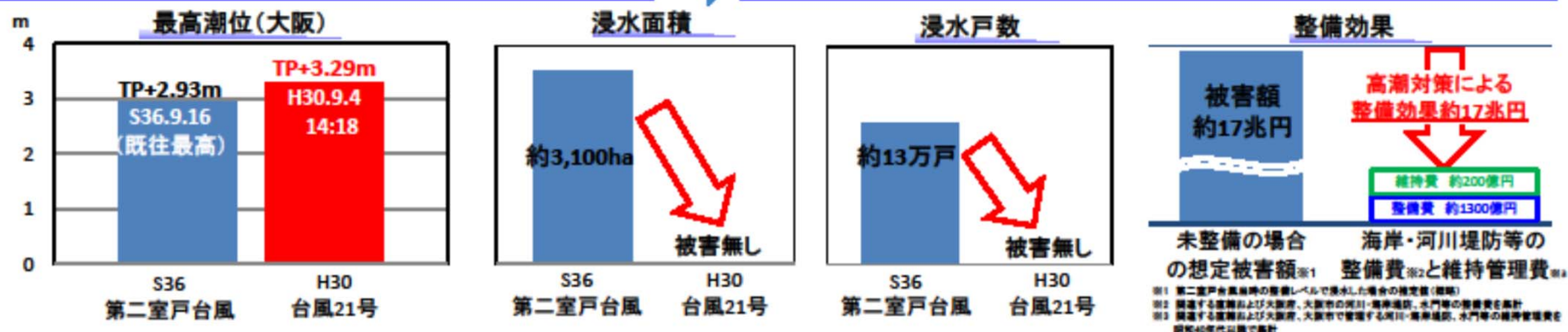


着実な高潮対策により、既往最高潮位でも浸水被害を防止 －平成30年台風21号による大阪湾の高潮－

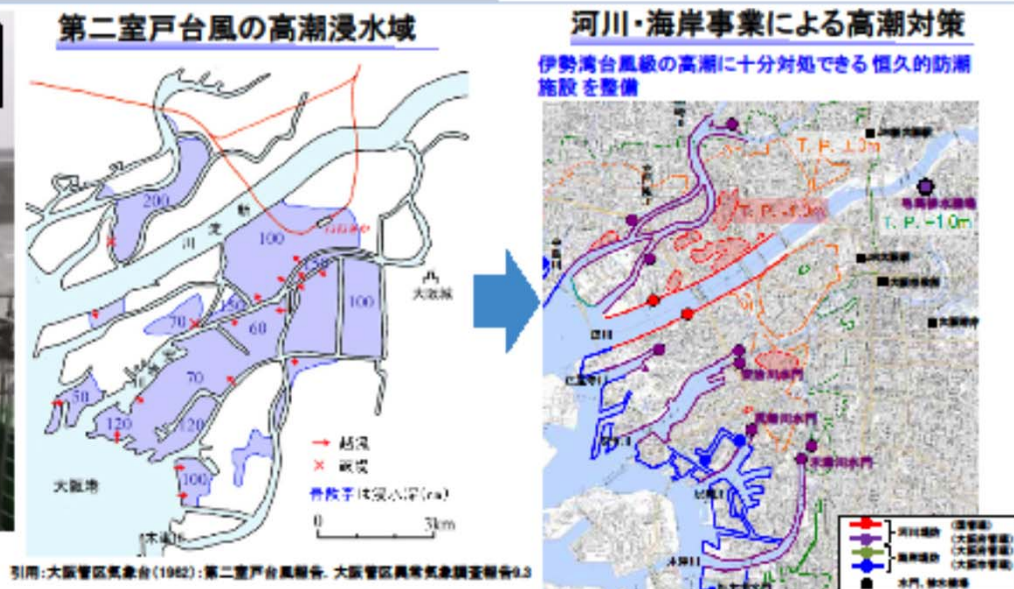
- 平成30年台風21号で、大阪港では第二室戸台風を上回る**既往最高の潮位を記録**。
- 昭和36年の**第二室戸台風では約13万戸が浸水**したが、その後の海岸・河川堤防、水門の整備（約1300億円）や適切な維持管理（約200億円）により、**市街地の高潮浸水を完全に防止**。**被害防止の効果は約17兆円**と推定。

既往最高潮位を約40cm上回る潮位を記録

これまで進めてきた大阪湾の高潮対策により、浸水被害を防止！！



台風21号による高波来襲から市街地を守る木津川水門(平成30年9月4日)



資料出典:国土交通省HP

着実な高潮対策により、既往最高潮位でも浸水被害を防止 －平成30年台風21号による大阪湾の高潮－

- 昭和36年の第二室戸台風を契機に、海岸・河川堤防、水門の整備に集中投資を行い、その後も耐震化などを実施。(約1300億円)。
- 整備後も高潮災害に備え、設備の点検や修繕、適切な維持管理・更新を実施(約200億円)したことで、市街地の高潮浸水を完全に防止。被害防止の効果は約17兆円と推定。

整備費 約1,300億円※

S45 三太水門【完成】

- ・安治川水門
- ・木津川水門
- ・尻無川水門



安治川水門



木津川水門



尻無川水門

高潮堤防の耐震化(S52年)

S56 毛馬排水機場【完成】

※高潮対策事業恒久計画等に基づき、国、大阪府、大阪市が整備に要した費用を計上。

大阪湾の高潮対策に係る予算推移

S34-S38 S39-S43 S44-S48 S49-S53 S54-S58 S59-S63 H1-H5 H6-H10 H11-H15 H16-H20 H21-H25 H26-H29

昭和36年
第二室戸台風

災害に備えて必要な維持管理・更新を実施！！

平成30年
台風21号

維持管理・更新費 約200億円

【受変電設備更新】
・H2 安治川水門
・H1 木津川水門
・H2 尻無川水門

【自家発電設備更新】
・H8 木津川水門
・H9 尻無川水門

【水密ゴム取替】
・H17 安治川水門

【巻上機一部更新】
・H30 木津川水門

【自家発電設備更新】
・H11 安治川水門

【巻上機更新】
・H24 尻無川水門

三大水門は、施設全体の老朽化が進んでいるため、今後、施設全体の改修が必要。



水門の開閉のための浚渫



水密ゴムの取替



巻上機の更新

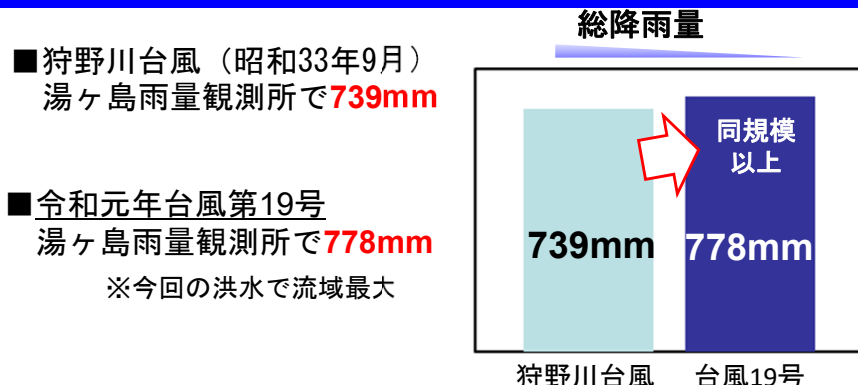


日常メンテ：
主水門制御電源盤点検

令和元年東日本台風における狩野川放水路の治水効果

- 狩野川放水路は昭和23年のアイオン台風を契機として昭和26年に着工し、その後、昭和33年の狩野川台風による甚大な被害を受けて計画を見直し、昭和40年に完成しました。
- 今回の令和元年東日本台風は、狩野川流域に対して、**狩野川台風よりも多くの雨**をもたらしました。
- 今回、放水路直上流にある千歳橋流量観測所で約2,060m³/sの流量を観測しましたが、このうち約1,000m³/sを放水路で分派したことにより、**分派下流地点の沼津市や三島市等を流れる本川水位を低下**させることができました。
- 昭和33年狩野川台風では、狩野川流域において死者・行方不明者853人、家屋浸水6,775戸の甚大な被害が発生しましたが、今回の台風第19号では、**狩野川本川からの氾濫を防ぐことができ、人的被害をゼロ、家屋の浸水被害も内水等による約1,300戸に抑えることができました。**

狩野川台風との比較（総雨量）



狩野川放水路により、約1,000m³/sの洪水を分派し
本川の流量を低減

狩野川台風（昭和33年）の被害と今回の被害の比較

■狩野川台風（昭和33年）

死者・行方不明者：853人
堤防決壊：14箇所、
家屋浸水：6,775戸

■台風第19号（令和元年）

死者・行方不明者：**0人**
堤防決壊：**0箇所**
家屋浸水：約1,300戸※
※家屋浸水は内水等による被害（11/12時点）

⇒狩野川本川の越水を防ぎ、
人的・物的被害を軽減



狩野川台風(昭和33年)による浸水被害の範囲

令和元年東日本台風における利根川上流ダム群の治水効果

- 利根川の治水基準点である群馬県伊勢崎市の八斗島地点の上流においては、利根川上流ダム群※において、約1億4,500万m³の洪水を貯留しました。
- これらのダムの貯留により、八斗島地点では、約1m（速報値）の水位が低下したものと推定されます。

※利根川上流ダム群：矢木沢ダム、奈良俣ダム、藤原ダム、相俣ダム、藺原ダム、下久保ダム、試験湛水中のハッ場ダム

本資料の数値等は速報値のため、今後の調査等で変更が生じる可能性があります。



ハッ場ダム貯留状況写真



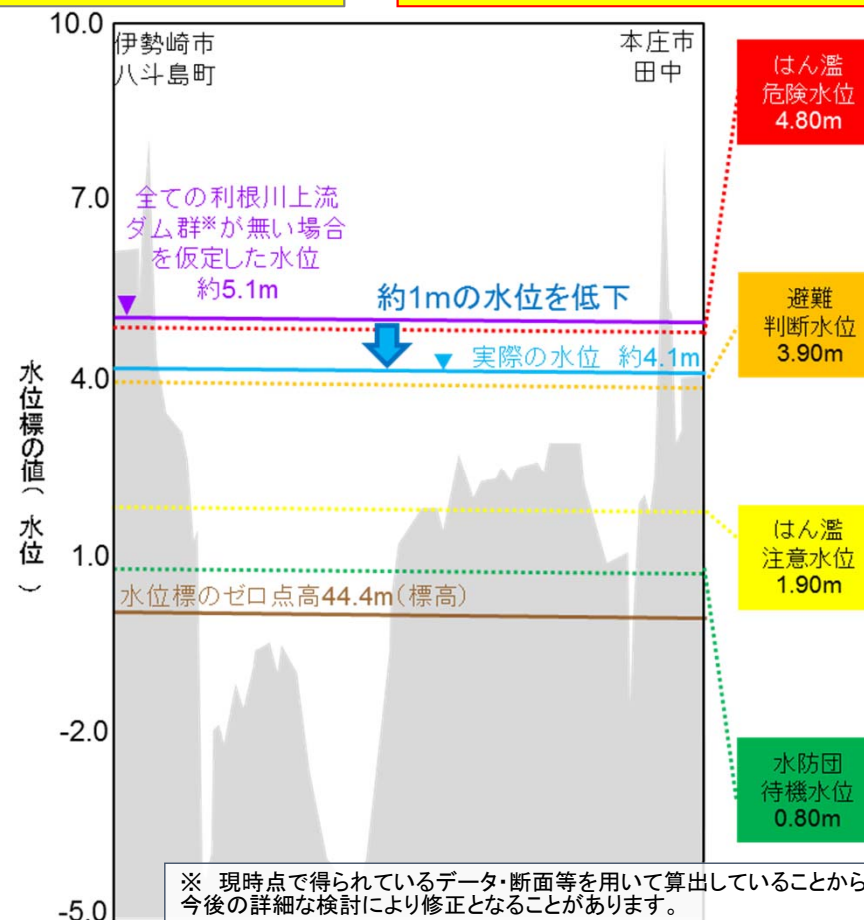
10月11日 状況写真



10月15日 17:00 状況写真

ダムの効果(八斗島地点)

利根川上流ダム群※により約1m水位を低下



2. 国土強靱化基本法の概要

※出典：令和2年12月11日

国土強靱化地域計画策定に係る説明会（長野県主催）

出前講座資料：国土強靱化地域計画について

内閣官房国土強靱化推進室



「強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法」①

(議員立法により、平成25年12月4日成立、同月11日公布・施行)

第二条：基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第八条：基本方針

- 一. 人命の保護が最大限に図られること。
- 二. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四. 迅速な復旧復興に資すること。
- 五. 施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六. 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七. 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

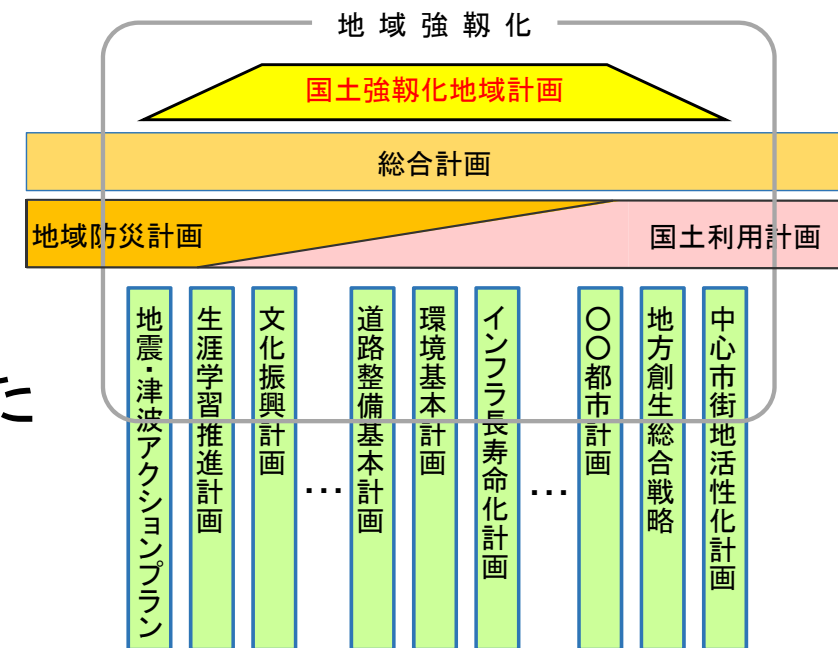
(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における**国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画**(以下「**国土強靱化地域計画**」という。)を、**国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる** ⇒アンブレラ計画

(国土強靱化地域計画

と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、
国土強靱化基本計画との調和が保たれた
ものでなければならない。



「強くしなやかな国民生活の実現を図るための
防災・減災等に資する国土強靱化基本法」⑤

国土強靱化基本計画の策定

◆閣議決定

○記載事項

- ・ 対象とする施策分野
- ・ 施策策定に係る基本的指針
- ・ その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に
基づき策定

調和

指針＝アンブレラ計画

国の他の計画

国による施策の実施
※内閣総理大臣による関係行政機関の
長に対する必要な勧告

脆弱性評価の実施

◆推進本部が実施

- ・ 評価指針を作成
- ・ 最悪の事態を想定し、総合的・客観的に
- ・ 関係行政機関の協力を得て実施

国土強靱化地域計画の策定

◆都道府県・市町村が作成

指針＝アンブレラ計画

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

3. 第2期長野県強韌化計画の概要

※出典：長野県公式ホームページ

防災・安全＞防災計画＞長野県強韌化計画

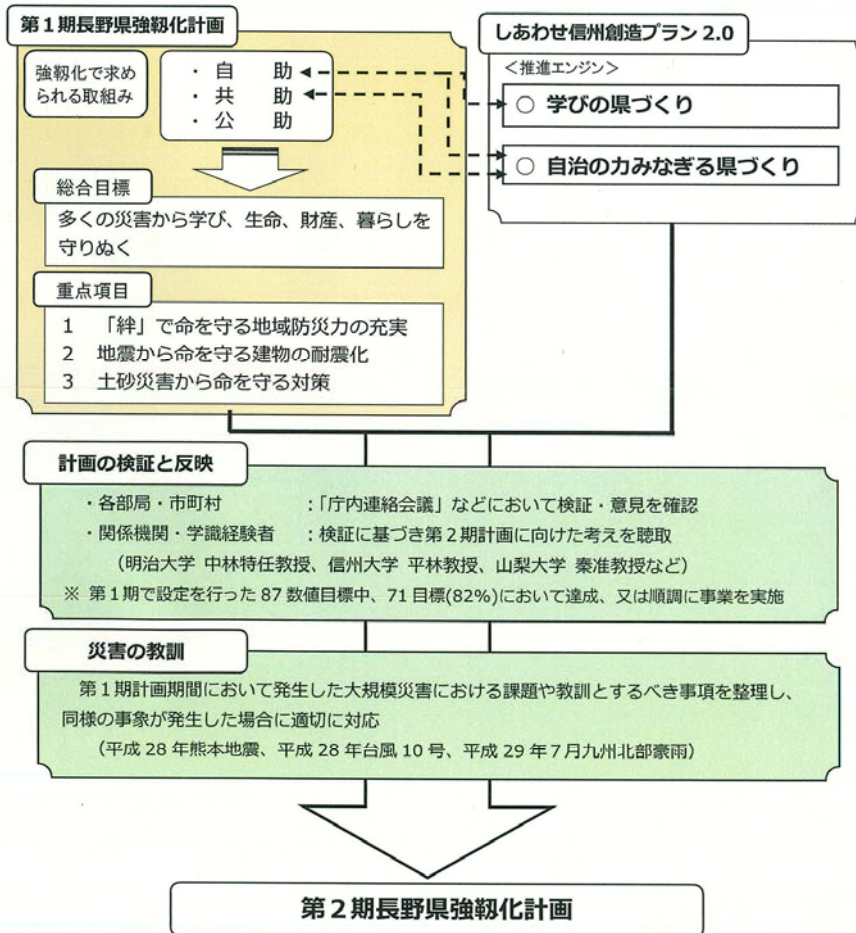


第2期長野県強靱化計画について

1 概要

第1期長野県強靱化計画（計画期間：2016年度～2017年度）の実施に伴う検証や、新たに得られた教訓を反映し、第2期強靱化計画（計画期間：2018年度～2022年度）を策定する。

2 計画策定の考え方



3 第2期長野県強靱化計画のポイント

総合目標

「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」

長野県強靱化計画における重点項目

1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

自治 学び

- 地域防災の要である「消防団」の充実強化に向けた取組
- 自主防災組織の強化に向けた啓発
- 要配慮者を対象とする避難体制等の作成支援
- 災害時における広域福祉支援体制の整備
- 火山に関する地域防災体制の推進
- 防災教育の推進・学びの場の拡大
- 工夫を凝らした県民向け体験型出前講座の開催

達成目標：人口 1000 人当たり消防団員数 (16.85 人(2016 年度)→17.20 人(2022 年度))
消防団員数に占める女性消防団員数の割合(3.1%(2016 年度)→ 5.0%(2022 年度))
災害時住民支え合いマップ等の作成地区数 (2,491 地区(2016 年度)→要配慮者がいる全ての地区(2025 年度))

2 地震から命を守る建物の強靱化

学び

- 住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施
- 住宅所有者が耐震化を容易にする環境の整備
- 住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金による耐震改修の促進
- 火災・地震保険、共済加入の促進
- 被災者生活再建支援制度などの被災者支援制度の周知
- 学校・幼稚園・保育所の耐震化促進
- 病院・旅館・ホテルの耐震化促進
- 市町村防災拠点の強靱化

達成目標：住宅の耐震化率 (80.1%(2016年度)→90.0%(2020年度))
地震保険の附帯率 (56.7%(2016年度)→65.0%(2022年度))
子供たちが利用する一定規模以上の学校等の耐震化 (2020年度までに100%)

3 集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策

自治

- 大水害に対する「地域の取組方針」の策定と対策の実施
(想定最大降雨での洪水浸水想定区域図の作成・周知)
- 「地域の防災マップ」「災害時住民支え合いマップ」等の作成
- 要配慮者利用施設による避難計画・避難訓練を推進
- 要配慮者利用施設を保全するハード・ソフト一体対策の推進
- 地域との協働により事前防災治山計画の策定
- 「山地防災マップ」の整備

達成目標：最大規模の降雨での洪水浸水想定区域図の作成河川数 (6河川(2017年度)→34河川(2021年度))
要配慮者利用施設における避難計画・避難訓練実施施設数 (180施設(2016年度)→全ての要配慮者利用施設(2022年度))
地域との協働で行う事前防災治山計画策定数 (0箇所(2017年度)→50箇所(2022年度))

第2期長野県強靱化計画の概要

危機管理部

○ 総合目標

多くの災害から学び、いのちを守る県づくり

○ 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動が停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

第1章 計画の基本的事項

策定趣旨

強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること
過去の災害からの教訓を踏まえ、最悪の事態を想定する視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靱化計画を策定

計画の性格

大規模自然災害に対する県土の脆弱性を認識し、その克服のため事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画

計画の目的

行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靱化への意識が必要
本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、県民が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、県民の生命・財産・暮らしを守ることを目的

計画期間

平成30年度から平成34年度

現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）

国計画を参考に、①「起きてはならない最悪の事態」の設定 ②施策、指標の洗い出し ③現状、問題点整理 ④施策を検討 ⑤順に評価を実施

県民の取り組み

「学び」と「自治」の観点から、災害に対し主体的に行動し立ち向かうための県民の取り組みを記載

民間事業者の取り組み

民間事業者における「事前の備え」についても、「起きてはならない最悪の事態」を克服する観点から記載

有識者からの意見聴取

多角的視点からの考察の観点から、各分野の有識者から個別に意見を聴取し、計画に反映

評価・見直し

計画の効率的、効果的な推進、今後発生する災害の検証・見直しの観点から、PDCAサイクルに基づく施策の見直しを実施

第2章 基本的な考え方

想定するリスク

- 地震災害 神城断層地震 長野県北部の地震等
- 土砂災害・水害 平成26年台風8号 平成18年7月豪雨等
- 火山噴火災害 御嶽山噴火災害 浅間山噴火災害
- 大雪・雪崩災害 平成26年2月大雪災害、昭和36年2月栄村青倉地区雪崩災害

広域連携

- 1 長野県が広域連携で果たす役割
日本海と太平洋の間に位置し津波被害がない利点を生かし、県外被災エリアを内陸から支援。県・市町村職員で構成する「長野県合同災害支援チーム」（チームながの）を活用するなど、県と市町村が一体となって県内外の被災地を支援

2 広域受援計画 災害教訓

大規模災害時の受援体制は従来から議論がなされていたが、熊本地震において、国のプッシュ型支援による支援物資の円滑受入と被災者への供給、派遣職員の受入態勢など課題が明確化。

これらの課題に対応するため、広域受援計画を整備

- ① 広域防災拠点計画
広域防災拠点（後方支援拠点）の地理的要件、必要機能を明確化し、必要とされる整備を行う計画
- ② 機能別活動計画
大規模災害に際して支援を要する業務の具体化、対応の流れと窓口の明確化により、人的、物的支援を円滑に受け入れるための計画

県民の皆様へ

「起きてはならない最悪の事態」に対し県民が取り組むべきことを、第3章の各節に掲載

- ・地域コミュニティ・避難
- ・耐震対策
- ・ブロック塀の耐震対策
- ・危険箇所の把握・風評被害・水、食料等の備蓄・冷静な対応
- ・地震保険
- ・協力

第3章 取り組むべき事項

重点項目

「学びと自治」に基づき災害への取組を進めるため、重点項目を設定

1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

（消防団の充実強化、要配慮者対策、防災教育等）

2 地震から命を守る建物の強靱化

（住宅の耐震化、保険等の加入促進、施設の耐震化等）

3 集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策

（水防意識再構築、地域協働による治山等）

災害からの教訓 災害教訓

第1期期間中において発生した大規模災害での課題や教訓とするべき事項を整理し、同様の事象が発生した場合により良い形で対応することを目指す。

- 熊本地震
被災地に対し長野県として支援を行うとともに、支援を通じて得た教訓は「熊本地震に係る長野県地震防災体制内検証会議」等で整理
- 平成28年台風10号
災害時に要配慮者利用施設の利用者が迅速な避難行動ができるよう施設管理者に対し対処計画の策定と訓練の実施を指導
- 平成29年7月九州北部豪雨
・社会全体で洪水氾濫に備える「水防意識社会」の再構築
・災害時の流木被害を防止するための「災害に強い森林づくり」の推進

起きてはならない最悪の事態、施策

第1節 人命の保護

- 1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
（無電柱化等）、（都市環境）、＜住宅の耐震化＞ **【学び】**
- 1-2 多数の者が利用する施設の倒壊、火災による死傷者の発生
（大規模建築物の耐震化）、（県有施設の耐震化）、（学校施設の耐震化等） **【災害教訓】** **【自治】**
- 1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅など建築物の浸水 **【治水対策】** **【治水】**
- 1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生 **【土砂災害】**、＜災害に強い集落森林づくり＞ **【治水】**
- 1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生 **【火山防災】** **【学び】** **【災害教訓】** **【自治】**
- 1-6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
（避難行動）、（手話による避難）、（災害時住民支え合いマップ）、＜防災教育＞、 **【学び】**
＜要配慮者に向けた避難計画の策定、訓練の実施＞ **【災害教訓】** **【自治】**

第2節 迅速な救助、救急活動等

- 2-1 長期に渡る孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
（道路の落石危険箇所）、（大雪による孤立）、（水、食料等の不足）、（企業局県営水道の給水車派遣及びペットボトル水備蓄）、（ヘリポート）、＜受援のための幹線道路の整備＞ **【災害教訓】**
- 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
（消防）、（警察）、（自衛隊）、＜自主防災組織＞、＜消防団＞、 **【自治】**
- 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 **【災害教訓】**
- 2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
（地域における取組）、（医療通訳）、＜災害医療活動方針の策定＞、＜医療機関BCPの整備促進＞ **【災害教訓】**
- 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 **【災害時における感染予防対策マニュアル】**

第3節 行政機能、情報通信機能の確保

- 3-1 信号機の停止等による交通事故の多発
- 3-2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な低下
（業務継続計画）、（市町村への技術支援）、（広域応援）、＜災害拠点施設の耐震化等＞ **【災害教訓】**
- 3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止（電話機能）、（長野県防災行政無線）
- 3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
（テレビ・ラジオ放送）、（長野県大規模災害ラジオ放送協議会）、＜外国人に対する情報提供＞ **【災害教訓】**

第4節 ライフラインの確保、早期復旧

- 4-1 電力提供ネットワークや石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
（電力）、（LPガス）、（都市ガス）、（石油類燃料）、（省エネルギー）、（水力発電）
- 4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 **【上水道】**、（県営水道）
- 4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 **【汚水処理施設等】** **【災害教訓】**
- 4-4 地域交通ネットワークが分断する事態 **【農道・林道の整備】**、＜緊急輸送路の確保（流木対策等）＞

第5節 流通・経済活動の維持

- 5-1 住サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
- 5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
（高速道路）、（鉄道）、（道路整備）、（道路の維持管理）、（除雪）
- 5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞
（備蓄、物資の供給）、（農業生産基盤の整備と生産・流通の確保）、（農業水利施設等の維持・補修と長寿命化）

第6節 二次的な被害の防止

- 6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次被害の発生（土石流、地すべり、火山噴火）、（調査点検）
- 6-2 ため池、ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生 **【災害教訓】**
（県有ダム施設）、＜ため池等の防災・減災対策の推進（ソフト対策・老朽化対策・耐震対策）＞
- 6-3 有害物質の大規模拡散、流出
- 6-4 農地・森林等の荒廃 **【農山村の多面的機能の維持と環境保全】**、（森林）
- 6-5 観光や地域農産物に対する風評被害 **【風評被害対策】**、＜海外向け情報提供＞ **【災害教訓】**
- 6-6 避難所等における環境の悪化 **【避難所】**、（保健師等の派遣）、＜要配慮者対応＞ **【災害教訓】** **【自治】**

第7節 元の生活へ

- 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 **【道路啓開等】**
- 7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
（地籍調査）、（木材の安定供給）、＜生活再建支援制度＞、＜地震保険＞ **【学び】**
- 7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 **＜自主防災組織＞** **【自治】**

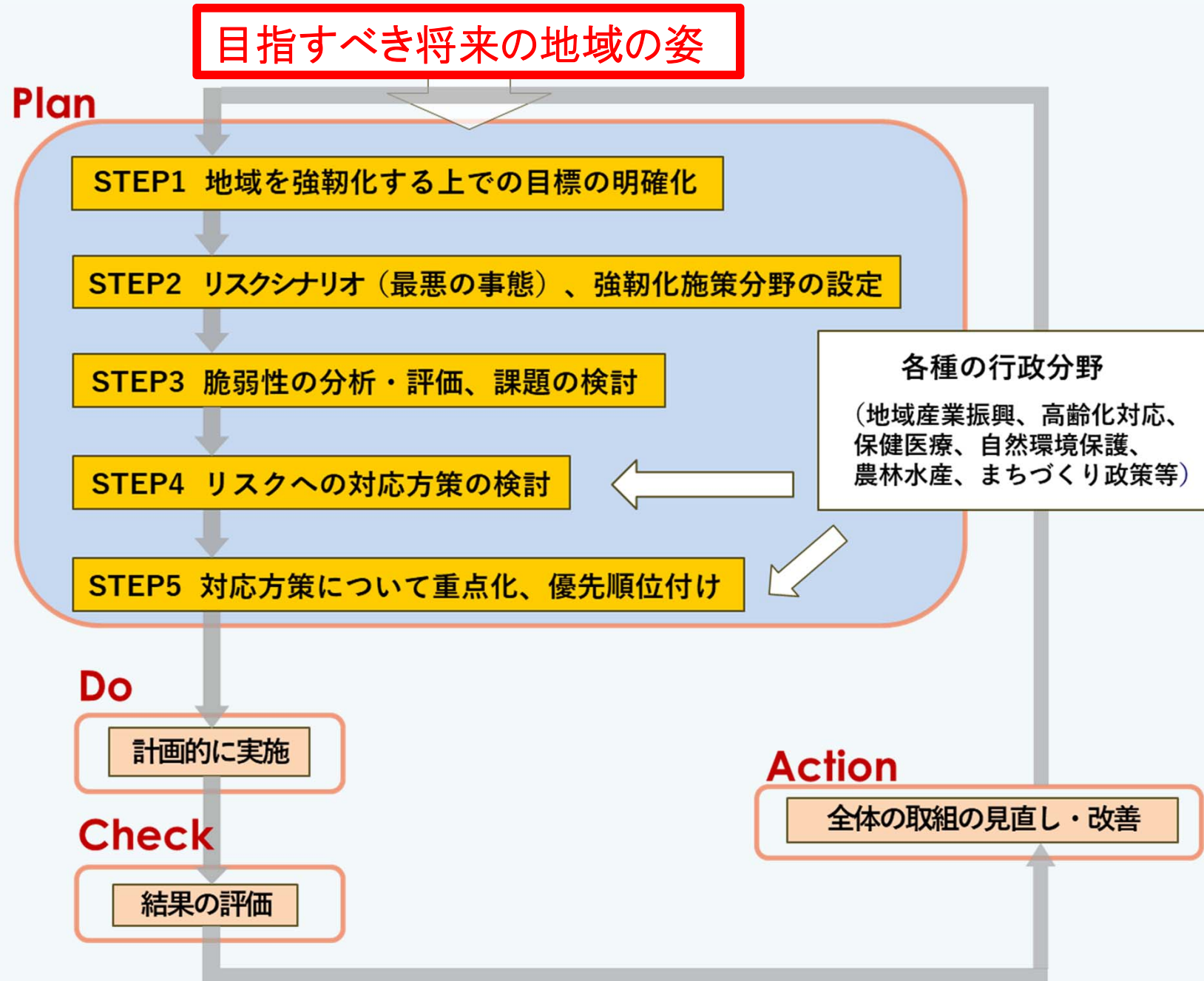
4. 国土強韌化地域計画策定の基本的な進め方

※出典：令和2年12月11日

国土強韌化地域計画策定に係る説明会（長野県主催）

出前講座資料：国土強韌化地域計画について

内閣官房国土強韌化推進室



STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

【基本目標】

国土強靱化基本計画(H30.12.14閣議決定)の4つの基本目標に即して設定



写真提供:神戸市

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

国土強靱化基本計画の8つの備えるべき目標に即して設定

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、
早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【想定するリスク】

- ・大規模自然災害
- ・地域の特性に応じた自然災害

※ 過去の災害にとらわれずに想定を行うことが重要。
※ 最も切迫している災害を先行、その他はおって 拡充する等、段階的な策定も可。



【リスクシナリオ】

- ・想定リスク、地域特性、都道府県地域計画等を踏まえ、**基本計画の45のリスクシナリオを参考に、「起きてはならない最悪の事態」を設定。**

【施策分野】

- ・**リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭**に置きつつ、基本計画の施策分野(12の個別施策分野と5の横断的分野)や自団体の総合計画等の施策分野を参考に、施策分野を設定。

地方公共団体の取組例

○地域独自のリスクシナリオ

〔静岡県掛川市〕 企業・住民の流出等による地域活力の低下

○地域独自の施策分野

〔高知県高知市〕 教育・保育

45の起きてはならない最悪の事態(基本計画見直し後)

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
1. 直接死を最大限防ぐ。	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する。	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない。	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

※ は、新たに設定 は、内容を組替
 は、重点プログラム は、重点プログラムと関連が強いプログラム

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
5	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
	5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	5-8 食料等の安定供給の停滞
	5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6.	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7.	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃
8.	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

○脆弱性の分析・評価にあたっては、縦軸にSTEP 2 で設定したリスクシナリオ、横軸にSTEP 2 で設定した個別施策分野を配置したマトリクスを作成

※ 縦横軸の交差する各枠に施策（事業）を記載。

※ 記載する施策は、例えば自団体の総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出等。

○マトリクスの作成により、個々のリスクシナリオに対するすべての施策（事業）を見える化できるため、

- ・ 施策（事業）に漏れはないか
- ・ 関連する施策（事業）の進捗状況に齟齬をきたしていないか

等の確認に極めて有効な手法

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

個別施策分野

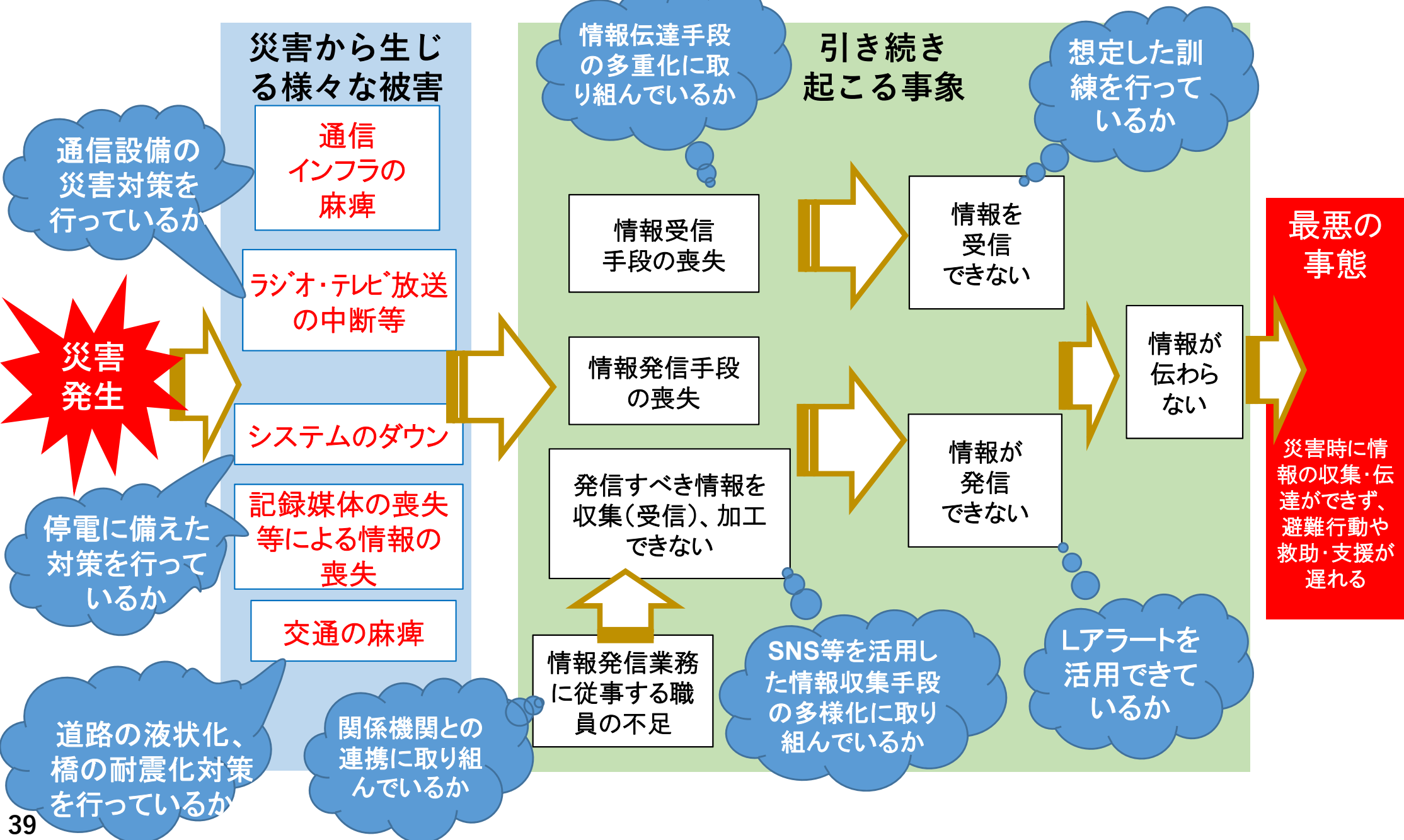
【イメージ】

目標・リスクシナリオ

		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	都市・交通基盤分野	老朽化対策
1.	〇〇〇〇...						
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難基	「防災教育」が明記されていない！	ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実		施策が全くないリスク！
	× × × × ...						
5.	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策	施設の維持の策定
	△△△△...				民間企業のBCP策定が必要では？		
6.	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保	
	□□□□...			道路整備は防災の観点も必要では？			
	◆◆◆◆...						

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性評価の具体例（フローチャート分析）



STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

個別施策分野

【イメージ】

		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	都市・交通基盤分野	老朽化対策
1....	〇〇〇〇...						
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実 防災教育の推進		
	××××						
5....							
	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策 港湾施設の維持管理計画の策定	
	△△△△...						
6....							
	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備	
	□□□□...						
	◆◆◆◆...						

プログラムの評価
(脆弱性を評価)

個別施策分野ごとの評価(整理)

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

目標・リスクシナリオ

個別施策分野

【イメージ】

		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	都市・交通基盤分野	老朽化対策	評価
1....	〇〇〇〇...							脆弱性の評価
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実 防災教育の推進			
	××××...							
5....	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策 港湾施設の維持管理計画の策定		
	△△△△...							
6....	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備		
	□□□□...							
	◆◆◆◆...							
評価		個別施策分野ごとの評価						

○脆弱性評価の結果に基づき、各リスクへの対応方策を検討・整理

※ 個別施策分野に対応方策を整理することもある。

○地域を特定した個別の事業の記載も検討

※ この場合、自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載。

○対応方策の検討に当たっては、

- ・ 地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、強靱化の推進以外の行政分野も十分に勘案
- ・ 他の主体（国・県・民間事業者・住民）との役割分担を整理、関係者間で十分に対話・相談

○対応方策として整理するに当たっては、取組主体（国・県・市町村、部局名等）を明記する等、対外的に取組主体が分かる工夫を

○様々な主体の取組がどのように地域の強靱化に関わるのかという観点からは、施策や個別の事業とリスクシナリオとの関連性の明示も重要

STEP4 リスクへの対応方策の検討

【イメージ】

個別施策分野

		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	都市・交通基盤分野	老朽化対策	評価	対応方策
1....	〇〇〇〇...							脆弱性の評価	対応方策の検討
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実 防災教育の推進				
	××××...								
5....	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業化	漁港施設の耐震・耐風対策			
	△△△△...								
6....	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備			
	□□□□...								
	◆◆◆◆...								
評価		個別施策分野ごとの評価							

新たな施策を検討

追加の施策を検討

脆弱性の評価

対応方策の検討

目標・リスクシナリオ

個別の事業の記載(策定済み団体での事例)

地域計画の「別冊」において、具体の事業を「リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧」として、総事業費も含め、リスクシナリオごとに明記

○松江市国土強靱化地域計画 別冊 リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧(抜粋)

※事業期間及び総事業費については、中期財政見通しに基づき記載する。

なお、総事業費についてはR2年度以降に事業費が発生するものに限って記載する。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

事業名	事業期間	総事業費 (億円)	個別施策分野				
			行政機能	住環境	保健医療 福祉	産業	国土保全 交通
ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場整備	R1~R5	0.3		○			
松江市営陸上競技場改修工事	R1~R10	16.6		○			
松江市営補助競技場改修工事	R2~R4	2.6		○			
松江市営野球場改修工事	R1~R10	8.6		○			
松江市営庭球場改修工事	R3~R9	0.4		○			
松江市北庭球場照明設備整備事業	R2~R3	0.4		○			
東出雲複合施設整備事業	検討中	未定	○				
島根複合施設整備事業	検討中	未定	○				
テルサ大規模改修	H30~R5	3.4		○			
松江市国際交流会館改修事業	R2~R4	0.7		○			
玉湯幼稚園改築事業	H30~R3	3.6		○			
公営住宅等ストック総合改善事業	H30~R10	10.6		○			
橋梁点検・長寿命化事業	随時	未定					○
橋梁耐震化事業	H23~	未定					○

○各リスクの**影響の大きさ・重要性・緊急度等を考慮**して、
プログラム(または施策)を重点化・優先順位付け

地方公共団体の取組例

〔高知県高知市〕 高知県全域を対象に地域特性や被害想定を勘案して、県市で**29のリスクシナリオ**に絞り込み。さらに「影響の大きさ」、「市の役割の大きさ」、「他のリスクシナリオの回避や被害軽減への寄与度」、「新規KPIを設定した項目」の視点から優先度を総合的に判断し、**8の重点化プログラム**を選定。

〔千葉県旭市〕 「市の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の観点から、27のプログラムのうち**12の重点化プログラム**を選定。

〔北海道札幌市〕 **個別事業の中長期事業費を資料として添付。**

STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

個別施策分野

重点化・優先順位付け

【イメージ】

		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	都市・交通基盤分野	老朽化対策	評価		影響度 重要度 緊急度
目標・リスクシナリオ	1....	〇〇〇〇...						脆弱性の評価	対応方策の検討	
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実 防災教育の推進					✓
		× × × × ...								
	5....	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策 港湾施設の維持管理計画の策定				
		△△△△...								✓
	6....	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築			災害に備えた道路交通環境の整備				
		□□□□...								✓
		◆◆◆◆...								
	評価	個別施策分野ごとの評価								

目標・リスクシナリオ

本日御議論いただきたい論点

上田市国土強靱化地域計画の策定にあたって

- ① 「目標」について
- ② リスクシナリオ（最悪の事態）設定について

—強くて、しなやかなニッポンへ—

○基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

○事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○45の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
		3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
		3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
	Ⅱ. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	5 経済活動を機能不全に陥らせない	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
			5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
			5-8	食料等の安定供給の停滞
Ⅲ. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-9	異常高水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
		6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
Ⅳ. 迅速な復旧復興	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-5	事業用施設の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	

○総合目標を掲げ、7つの基本目標、32のリスクシナリオ

3 総合目標、基本目標

国の4つの基本目標と、国が起きてはならない最悪の事態で設定した8つの事前
に備えるべき目標との調和を図りつつ、また長野県において発生した大規模自然災
害（地震、火山噴火、風水害）を教訓としながら長野県の強靱化を推進するため、
長野県強靱化計画においては、起こりうる事態に対して、以下のとおり本計画の「総
合目標」と、「基本目標」を設定します。

○総合目標

多くの災害から学び、いのちを守る県づくり

○基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動を停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る
こと

この基本目標と、想定するリスク、長野県が広域連携で果たす役割を踏まえ、長
野県における「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

4 起きてはならない最悪の事態 一覧

総合目標：多くの災害から学び、いのちを守る県づくり

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限図られること 	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生
	1-6	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 	4-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと 	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと 	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出
	6-4	農地・森林等の荒廃
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る 	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

32の事態

「総合目標」「基本目標」「事前に備えるべき目標」の事例整理（長野県内）			・・・国と同じ設定	・・・県と同じ設定	・・・独自設定	No.1
自治体等	総合目標	基本目標	事前に備えるべき目標			リスクシナリオ数
国の基本計画 (H30年12月)		いかなる災害等が発生しようとも、 ① 人命の保護が最大限図られること ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 3 必要不可欠な行政機能は確保する 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する 5 経済活動を機能不全に陥らせない 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する			45
長野県 (H30年3月)	多くの災害から学び、いのちを守る県づくり	1 人命の保護が最大限図られること 国：基本目標 ① 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 国：事前に備えるべき目標 2 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 国：事前に備えるべき目標 3・4 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 国：事前に備えるべき目標 6 5 流通・経済活動を停滞させないこと 国：事前に備えるべき目標 5 6 二次的な被害を発生させないこと 国：事前に備えるべき目標 7 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに				32
松本市 (H27年5月)		いかなる自然災害等が発生しようとも、 (1) 人命の保護が最大限図られること。 (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4) 迅速な復旧復興	(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。 (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を自 (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。 (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。 (5) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネット ワーク等 (6) 制御不能な二次災害を発生させない。 (7) 大規模自然災害が発生したときでも観光地や文化財が保全される。			19
駒ヶ根市 (H29年3月)	市民の生命・財産・暮らしを守りぬき、活力ある地域を持続する	1 人命の保護が最大限図られること 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること 5 流通・経済活動が停滞しないこと 6 二次的な被害を発生させないこと 7 被災した方々が、元の生活に迅速に戻ることに				25
東御市 (H31年2月)	市民の生命、財産、生活を、ともに守り抜く		I 人命の保護が最大限図られること。 II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること。 III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。 IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること。 V 二次的な被害を発生させないこと。			16
伊那市 (H31年3月)		1 直接死を最大限防ぐ 2 救助・救急・医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・生活環境を確実に確保する。 3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能等を確保する 4 ライフライン等の被害を最小限に留め、経済活動を機能不全に陥らせない 5 二次被害を発生させない 6 社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する				24
佐久市 (R2年8月 骨子)	多くの災害から学び、いのちを守るまちづくり	1 人命の保護が最大限図られること 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保すること 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 5 流通・経済活動を停滞させないこと 6 二次的な被害を発生させないこと 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに				36
塩尻市 (R3年3月 案)		(1) 市民の保護が最大限図られること (2) 行政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること	(1) 直接死を最大限防ぐ (2) 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能・情報サービスは確保する (4) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (5) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する			21 50

「総合目標」「基本目標」「事前に備えるべき目標」の事例整理（長野県内）					・・・国と同じ設定	・・・県と同じ設定	・・・独自設定	No.2
自治体等	総合目標	基本目標	事前に備えるべき目標					リスクシナリオ数
飯島町 (R2年3月)		いかなる災害等が発生しようとも、 - 人命の保護を最大限図る - 町及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないよう維持する - 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する - 迅速な復旧復興を図る	① 人命を確保する対策の整備 ② 救助・救急・避難体制の整備 ③ 行政機能の整備 ④ ライフラインの整備 ⑤ 二次的災害を防ぐための整備					11
麻績村 (R2年10月)		(1) 人命の保護が最大限図られること (2) 村民及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること (3) 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4) 迅速な復旧・復興	(1) 人命の保護が最大限図られること (2) 救助・救援、医療活動等が迅速に行われること (3) 必要不可欠な行政機能を確保すること (4) 必要不可欠な情報通信機能を確保すること (5) 生活・経済活動に必要な最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図ること (6) 制御不能な二次災害を発生させないこと (7) 観光地や文化財が保全されること					24
中川村 (R2年12月)		いかなる災害が発生しようとも、 - 人命の保護を最大限に図る - 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持する - 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する - 迅速な復旧復興を行う	① 人命確保のための対策整備 ② 救助、救急、避難体制の整備 ③ 行政・情報通信機能の確保 ④ ライフラインの確保対策 ⑤ 二次的災害を防ぐための対策					11
木祖村 (R2年12月)	笑顔あふれる源流の里の生命、財産、生活を守る		I 人命の保護が最大限図られること。 II 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること。 III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること。 IV 生活・経済活動に必要なライフライン等を確保すること。 V 二次的な被害を発生させないこと。					17
筑北村 (R2年12月)		いかなる災害等が発生しようとも、 - 人命の保護を最大限図る - 村及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないよう維持する - 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する - 迅速な復旧復興を図る	① 人命を確保する対策の整備 ② 救助・救急・避難体制の整備 ③ 行政機能の整備 ④ ライフラインの整備 ⑤ 二次的災害を防ぐための整備					11
木島平村 (R2年12月)	いかなる災害が発生しようとも、村民の生命・財産・暮らしを守り、将来にわたって安心して住み続けられる木島平村を目指します。	① 人命の保護が最大限図られること ② 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること ③ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること ④ 二次的な被害を発生させないこと ⑤ 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る						11

上田市国土強靱化地域計画の策定にあたって

1 「目指すべき将来の地域の姿」

第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画（令和3年度～令和7年度）に掲げる「将来都市像」とします。

将来都市像

キャッチフレーズ

ひと笑顔あふれ
輝く未来につながる
健幸都市*

これらを
念頭に
策定を
進めます

住んでよし 訪れてよし
子どもすくすく幸せ実感
うえだ

ひと笑顔あふれ

市民が明るく健康で暮らせる
まちは笑顔があふれます。誰
もが暮らしやすい笑顔あふれ
るまちづくりを目指します。

将来都市像に込める思い

輝く未来につながる

市民の力強い活動と若者が集まるまち
づくりによって、未来に向けて、まちの
活力、魅力、輝きを高めます。

健幸都市

市民一人ひとりがライフスタイルに
あった幸福を感じ、いきいきと健康
に暮らせる、人と人がつながるまち
づくりによって、上田市の将来にわ
たる持続的な発展を目指します。

住んでよし
訪れてよし

上田市は晴天率が高く、田舎の魅力
と都市の利便性を兼ね備えた、とて
も暮らしやすいまちです。また、多く
の魅力ある観光資源を持っています。
いつまでも住み続けたい！何度も訪
れたい！住みたい！と思える「ふるさ
とうえだ」を目指します。

キャッチフレーズに込める思い

子どもすくすく
幸せ実感

子どもたちは希望であり宝です。上田
市の将来を担う子どもたちが、恵まれた
自然の中で健やかに生まれ育ち、個性
を伸ばし、「ふるさとうえだ」を大切に思
い、夢や希望を持って上田の地で活躍
していくことを願います。そして、子ども
からお年寄りまで、みんな元気で幸せ
に暮らせるまちを目指します。

※健康都市：人口減少・少子高齢化が急速に進む中、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するために、
身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安全・安心で豊かな生活を営むことができるまち
（スマートウェルネスシティ）

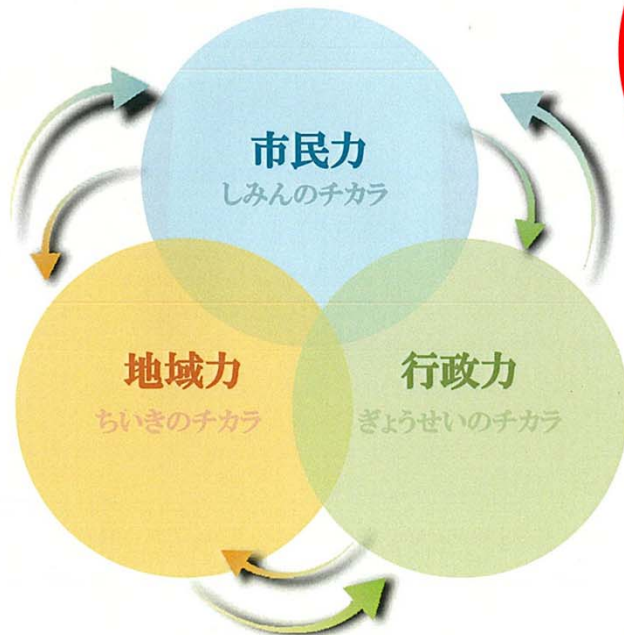
1 「目指すべき将来の地域の姿」

基本理念

将来都市像の実現に向け、まちづくりに取り組む上での基本的な考え方として、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

市民力、地域力、行政力、
それぞれが役割を果たし、
協働のもと、まちの魅力と
総合力を高めます。



これらを
念頭に
策定を
進めます

基本理念に
込める思い

しみんのチカラ 市民力

市民自らできることは自ら行い、自分たちの地域は自ら創っていくという「自助」の心がけが欠かせません。市民一人ひとりが上田市のために何ができるかを考え、参加するまちづくりを進めます。

ちいきのチカラ 地域力

地域力向上のためには、地域コミュニティを土台とする、共に支え合う「共助」が欠かせません。福祉、環境、子育て、教育、防災などの分野において、実践的な仕組みによる支え合いのまちづくりを進めます。

ぎょうせいのチカラ 行政力

行政サービスの維持・向上を図り、協働のまちづくりを進めるために、行政力「公助」の向上が不可欠です。職員の意識改革と横断的連携を図り、不断の行財政改革を行い、市民とともに歩む行政経営を進めます。

協働とは、市民、地域コミュニティ(自治会など)、市民活動団体、事業者、行政など、様々な人や組織が、共通する課題の解決や目的実現のため、互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら協力し、主体的に活動することです。協働によって、各主体の特性や得意分野を生かし、ネットワークを利用することで、単独で行う以上に市民が望む幅広い事業展開ができるなど高い効果が発揮されます。

上田市国土強靱化地域計画の策定にあたって

1 「目指すべき将来の地域の姿」

施策大綱

将来都市像の実現に向け、推進する施策の6つの方向性と基本目標を次のように掲げます。

これらを
念頭に
策定を
進めます



2 STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

① 「総合目標」の設定

「今後、上田市の地域特性などを踏まえ、庁内で検討し、設定します。」

② 「基本目標」の設定

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動を停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

※長野県と同じ「基本目標」とします。

3 STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定

① 自然災害の想定

今後、県の第2期強靱化計画及び上田市地域防災計画の被害想定（糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震、千曲川の洪水等）や過去に発生した災害状況を参考として、庁内で検討し、想定します。

② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

国の基本計画 4 5 の起きてはならない最悪の事態
及び

第2期長野県強靱化計画 3 2 の起きてはならない最悪の事態
を参考として、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク(自然災害)及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域の特性を踏まえて、リスクシナリオを設定します。